

電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る供給条件

令和5年10月1日実施

株式会社しおさい電力

1 適用範囲

この電気価格激変緩和対策事業に係る供給条件は、電気供給約款および料金表(以下総称して「約款等」といいます。ただし、当該約款等が変更された場合は、変更後の約款等をいいます。)にもとづき電気の供給を受けるお客様に適用いたします。

2 適用期間

この供給条件は、2023年11月分の計量期間等の始期から2024年1月分の計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

3 料金の特別措置

当社の電気供給約款にもとづき電気の供給を受けるお客様の電力量料金は、約款等の定めにかかわらず、約款等によって算定された金額から次の特別措置の割引単価およびその1月の使用電力量によって算定された特別措置の割引額を差し引いたものといたします。

なお、特別措置の割引の単位は1円とし、その端数は、切り捨てます。

1キロワット時につき	3円50銭
------------	-------

4 燃料費調整単価の特別措置

(1)当社が定める約款等にもとづき電気の供給を受けるお客様の燃料費調整単価は、電気供給約款別表2(燃料調整費)(1)ロにかかわらず、電気供給約款別表2(燃料調整費)(1)ロによって算定された値から(2)の特別措置の燃料費調整単価を差し引いたものとします。

(2)特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	3円50銭
------------	-------

5 その他

その他の事項については、約款等に定めるところによるものといたします。

附 則(実施期日)

この供給条件は2023年10月1日より実施いたします。